

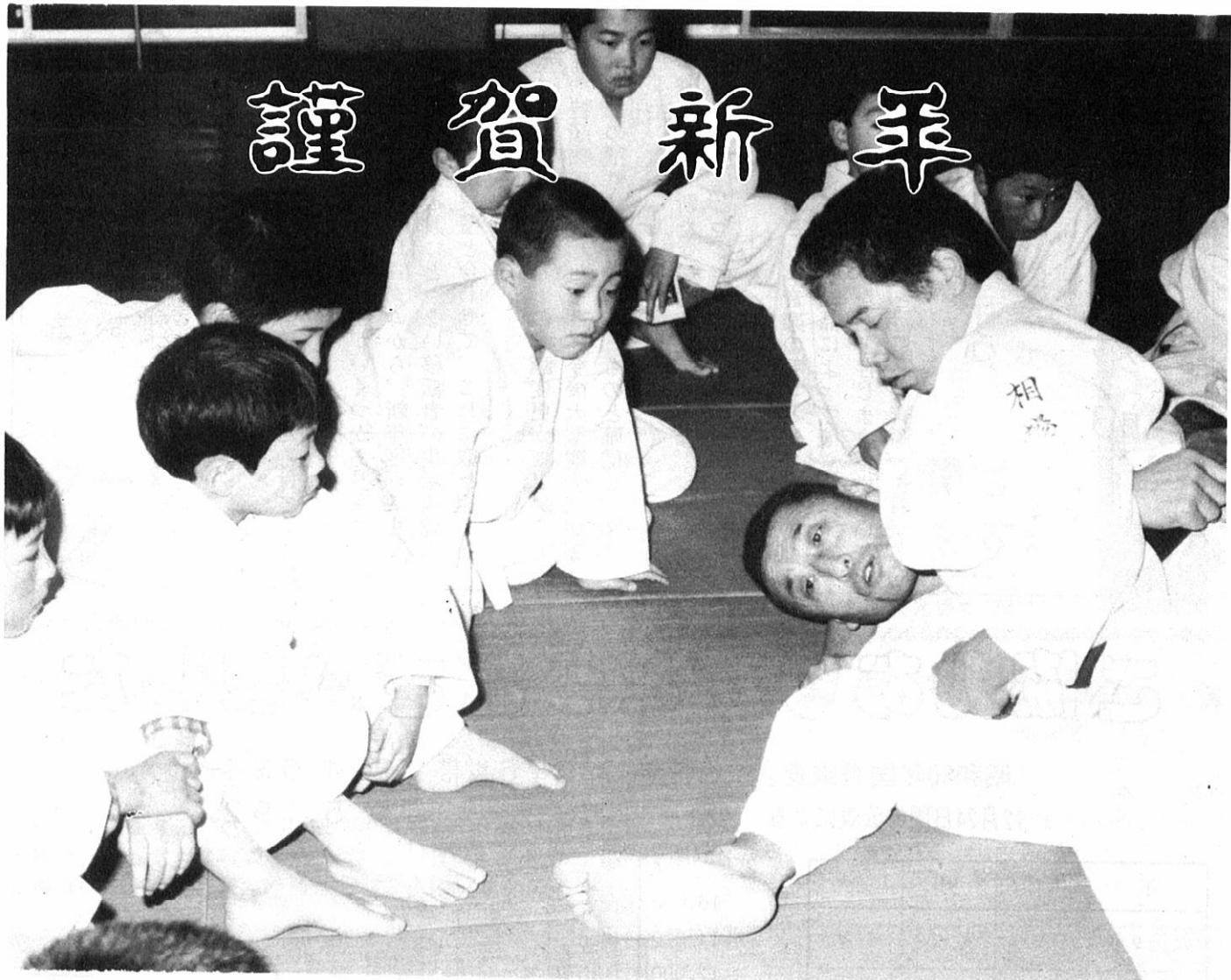


広報

もりよし

発行・編集 森吉町役場企画開発課 秋田県北秋田郡森吉町
米内沢字七曲51 / 印刷 米内沢中央印刷所

No.338



寒けい古は 裸のつきあい

森吉警察署は、寒さで家の中にこもりがちな冬の運動に……と柔道愛好家に道場を開放した。

柔道着をひきずりながら受け身にはげむチビッコらの顔はまっ赤。昔の「むしじょっこ」を思い出す。

裸のつきあいで、相手を尊重し、自分を抑えられる強い意志を育て「いじめ」をこの町からなくそうとがんばっている。



町の人口
昭和60年12月末現在
住民登録人口

男 4,870 (+4)

女 5,314 (-5)

計 10,184 (-1)

世帯数 2,782 (-3)

むずかしい税は思いすぎ ----- 知る税にしよう

2月5日～3月15日

話せばわかる 税の仕組み

税務係では、できるだけ皆さん
の手数をばぶくため別表の日程で
申告の受け付けをいたします。
申告をしないと各種控除が認め
られなくなりますので必ず相談日
において下さい。

(1) 昭和60
用ください
もれなく申
給与所得の
申告書を提
せん。(給
害、医療費
て下さい。)

年中に所得のある人は告して下さい。ただし、みの方や所得税の確定出する方は必要あります。等のあるときは申告し

(2) **自分で書いて申告する方は**
用紙を税務係に請求して下さい。

(5) 持參するもの　印鑑・国民健
康保険等の被保険者証・生命保険
や医療費の領収書・収入と支出の
わかる帳簿等・新しく農機具を買
った場合は価格と購入年月がわか
るもの・大農具の修理費が一機種

又は証明書。
○ 申告をしなかつたり、所得を
かくしたりすると、あとで大変損
をしますので忘れずに正しく申告
して下さい。

申告相談日程表

米内沢地区					前田地区						
月日	曜日	部落名	相談時間	会場	月日	曜日	部落名	相談時間	会場		
2月5日	水	寄延	9:30~4:30	集会所	2月5日	水	惣内	9:30~4:00	集会所		
6日	木	大瀬	夕	夕	6日	木	根森田	夕	夕		
7日	金	白坂	9:30~3:00	夕	7日	金	下羽立	9:30~12:30	夕		
8日	土	松栄	9:30~12:00	夕			上羽立	1:00~3:00	会長宅		
10日	月	米内沢駅前	9:30~4:30	会館	8日	土	柏木岱	9:30~12:00	夕		
12日	水	木浦田	夕	児童館	10日	月	森吉	10:00~4:00	福祉館		
13日	木				12日	水	巻瀬	9:30~3:00	集会所		
14日	金				13日	木	堺田	9:30~12:30	夕		
15日	土	長野	9:30~12:00	集会所			細越	1:00~4:00	夕		
17日	月	本城(上)	9:30~4:30	公民館	14日	金	止・羽根川	9:30~12:30	止集会所		
18日	火	夕(下)	夕				平里	1:00~4:00	集会所		
19日	水	夕(荒町)	夕		17日	月	鍛治町・八幡森	9:30~4:30	集落センター		
20日	木	夕(町屋)	夕		18日	火	通り町・桂坂	夕	夕		
21日	金	中新田	9:30~12:00	会長宅	19日	水	小又・宮ノ下	夕	前田支所		
		大沢	1:00~4:00	集会所			工場地帯				
22日	土	都合の悪い方	9:00~5:00	役場税務課	20日	木	前田駅前	夕	夕		
24日	月	鶴田	9:30~4:30	集会所	21日	金	冷水・新ノ又	夕	(寿荘)		
25日	火	向本城	夕	夕			下前田	9:30~1:00			
26日	水	根小屋	夕	夕			都合の悪い方	9:00~5:00			
27日	木	日栄	夕	夕	22日	土	平田	10:00~11:30	会長宅		
28日	金	長下	9:30~12:00	会長宅			湯ノ岱	1:00~2:00	夕		
		滝ノ沢	1:00~2:00	夕			女木内	2:30~4:00	夕		
3月1日	土	米畠	9:00~12:00	集会所	23日	火	小滝	10:00~1:30	集会所		
3日	月	申告相談	10:00~4:30	役場和室			碎瀬	2:00~3:30	会長宅		
4日	火	(税務署来町)					惣瀬	10:00~12:30	集会所		
5日	水	学校通り	9:30~4:30	コミュニティセンター	24日	水	向様田	1:00~4:00	会長宅		
		米内沢みたけ					深渡	10:00~1:00	夕		
6日	木	本城みたけ					鷺ノ瀬	1:30~3:30	夕		
		新丁	夕	夕	25日	火	新屋布	9:30~4:30	児童館		
7日	金	裏町			26日	水	申告相談	10:00~4:30	役場和室		
		大杉	夕	夕	4日	火	(税務署来町)				
8日	木	横町	夕	夕	5日	水	五味堀	9:30~4:30	児童館		
		大町			6日	木	桐内沢	10:00~1:00	集会所		
9日	金	本丁	夕	夕	7日	金	様田	夕	夕		
		川向					桐内・姫ヶ岱	1:30~4:00	夕		
10日	月	新町	9:30~4:30	集会所	10日	月	大岱	9:30~3:00	集会所		
11日	火	松山町	9:30~3:00	夕	11日	火	神成	9:30~4:30	児童館		
12日	水	七曲	9:30~4:30	夕	12日	水	桂瀬	9:30~5:00	夕		
13日	木	都合の悪い方	9:30~7:00	役場税務課	13日	木	都合の悪い方	9:30~7:00	前田支所		
14日	金				14日	木					
15日	土				15日	木					

町民税の申告については別表の
申告相談日程（2月5日～3月15
日まで）チラシ等で申告に必要な
事項等を掲載しお知らせしております
が、税務課ではできるだけ皆
さんの手数をはぶき、申告しやす
いように各部落、自治会等に会場
を設け申告指導をおこなっており
ますので相談日には必ずおいで下
さい。

◎ 未納税額の納付促進について

納税については皆さんのご理解
とご協力を得、59年度の町税（一
般税）は百パー セント完納して頂
きました。60年度も全町税の完納
を目標に皆さんのご協力を仰いで
おります。

未納税額のある方は、早急に納
付して下さい。役場では出来る限
り滞納処分などで強制執行は避け
たいが、悪質的な滞納者には財産
の差し押さえ、公売等を行います。
このような強制執行処分が毎年な
されておることは大変残念なこと
です。どうか处分行為だけはなさ
ないよう一日も早く完納して下

◎ 未納税額の納付促進について

贈与税のお忘れ申告

な
く



課税価格（もらった財産の時価）
 $= 60\text{万円} \times \text{税率} + \text{贈与税額}$ 。従って、もらった財産の
価格の合計額が「60万円」を超える場合は申告をしなければなりません。

- 申告及び納税は所得税の確定申告と同じように3月15日までしなければなりませんが、一定の要件のもとに延納制度がありますからご利用下さい。

※ 詳しくは大館税務署におたずね下さい。

◎脱税は割に合わない

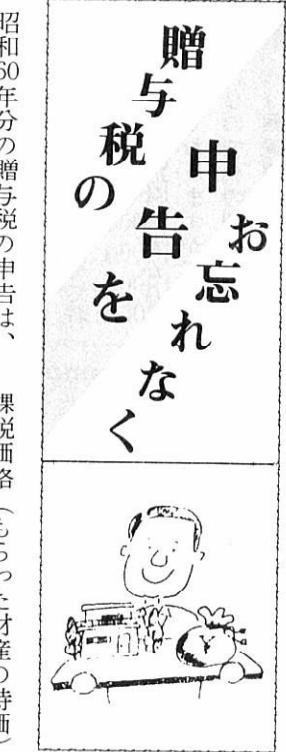
所得税や法人税などは、納税者自らが所得と税額を正しく計算して納税する申告納税制度を探つています。

しかし、申告しなければならないのに申告しなかつたり、誤った申告をしたり、故意に過少な申告をしたりする納税者に対しても、公平な課税を行うため、的確な調査を行っています。

また、特に悪質で大口な脱税をしている疑いのある者に対してもは刑事罰を科することを目的とした査察調査を行っています。

査察調査とは、裁判官の許可状を得て事務所などの捜索をしたり帳簿などの証拠物件を差し押さえ

贈与申お忘れなく税の告をな



正しくお早めに！

國税だよ(食稅務署)

食稅務署

所得税の確定申告は「2月16日から3月15日」までが申告期限になっています。

(2) 不動産収入のある人。
(3) 土地や建物を売った人。
などです。

(1) 羽後銀行米内沢支店
 (2) 秋田相互銀行米内沢支店
 (3) 北秋信用組合森吉支店
 (4) 森吉町農業協同組合

国保だより

健康生活を求めて…

国民が健康であれば医療の世話になることが少なくなり、医療費も少なくてすみます。また、健康であることには、快適な日常生活を送るうえでも大切なことです。

とはいっても、年齢が高くなれば病気がちになりますし、生活環境が変われば病気になる危険も増してきます。健康な生活を送るために、食事や栄養、運動、睡眠や休養、嗜好などのポイントをチェックしながら、いまの

自分にいちばんあった健康法を見つけ出して生かすようになります。

あなたの健康は、あなた自身でつくっていく以外にありません。国保では、病気の早期発見のために短期人間ドック受診制度実施しております。

(お申込みの方は、福祉保健課保険係まで)

国保に加入するとき・やめるとき

各職場の医療保険（健康保険、共済組合、船員保険など）に加入している人や、生活保護を受けている人以外は、すべて国保に加入し被保険者にならなければなりません。

国保では家族一人ひとりが被保険者ですが、加入の届け出は世帯主がまとめて行います。国保に加入すると、一世帯に1枚の保険証が交付されます。住み込みで働いている人は、雇い主とは別の世帯になります。

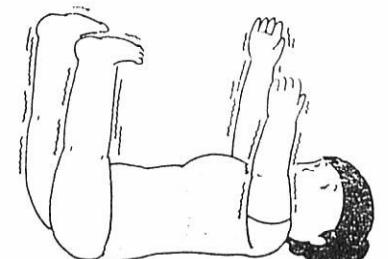


●届け出は14日以内に行いましょう

持参するもの

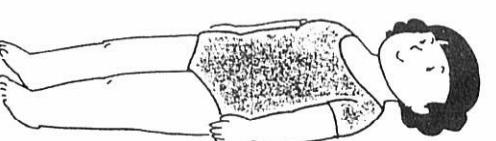
国保に入るとき	他市区町村から転入して来たとき	印かん、転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印かん 健保の離脱証明書
	生活保護を受けなくなったとき	印かん 保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証 母子手帳
国保をやめるとき	他市区町村へ転出したとき	印かん、保険証
	他の健康保険に加入したとき	印かん 国保と健保の保険証
	生活保護を受けることになったとき	印かん、保険証 保護開始決定通知書
	死亡したとき	印かん、保険証 死亡証明書
その他	退職者医療制度に該当したとき	印かん、年金証書 保険証
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、保険証
	住所、世帯主、氏名、続柄などが変わったとき	印かん、保険証
	保険証をなくしたり、よごれて使えなくなったりとき	印かん、保険証 身分を証明するもの
	修学のため、子どもが他の市区町村に下宿するとき	印かん、保険証 在学証明書
	旅行などで別個の保険証がほしいとき	印かん、保険証

③



手足をまっすぐに保ち、手足のつけ根から先まで全体を揺するように微振動させる。だいたい1~2分間続け、手足をおろしたらしばらくじっとしておきます。

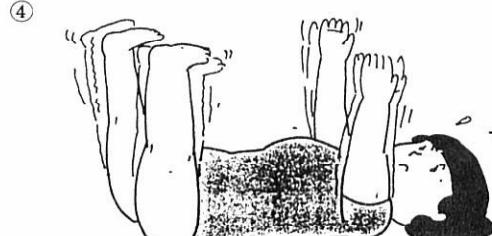
①



毛管運動を続けると、血液やリンパ液の循環が促進されます。とくに体の隅々まで血液がゆきわたるようになります。
まず平らな床にあお向けになって寝ます。

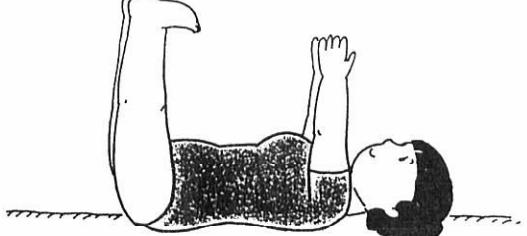
その二
足がだるい、冷える、しもやけ、ヒビ、アカギレ等、きれいな静脈とにより良くなります。次の毛管運動を実施してみましょう。
①平らな床にあお向けになり、足を垂直にあげ、膝をピンと伸ば

よくない例



手足を振るときは、図のようにバタバタと激しく振らないこと。なるべく全體を細かく揺するようにします。上手になるほど、動きが少なくみえます。

②



足を垂直にあげ、膝をピンと伸ばします。つま先は体の方へ曲げ、かかとを直角にします。両手も上げ、手の平を向かい合わせる。

します。つま先は体の方へ曲げ、かかとを直角にします。両手も上げ、手の平を向かい合わせる。
②手足をまっすぐに保ち、手足のつけ根から先まで、全体をゆるやかに1~2分間つづけ、手足をおろしたら少しじっとしています。全體を細かくゆること。

付加年金、寡婦年金、および死亡一時金は、自営業者の人たち（第一号被保険者）にだけ給付を行う制度として残ります。
付加年金は、月額四〇〇円の付加保険料を納めた期間について、ひと月あたり二〇〇円で計算した額を老齢年金に加算するものです。

しかし、改正後は自営業者などの第一号被保険者だけにこの制度が適用されることになりますので、サラリーマンの奥さん（第三号被保険者）で今まで付加保険料を納めてきた人は、六十一年四月以降は納めることができなくなります。なお改正前に納めた分の付加年金は、将来の老齢基礎年金に計算されて支給されますのでご心配なく。

死亡一時金

改正後における死亡一時金は、第一号被保険者としての加入期間に係る保険料納付済期間が三年以上ある人が老齢基礎年金または障害基礎年金のいずれも支給を受けないで死亡したときにその遺族に支給されます。

大幅に改善される死亡一時金

保険料納付済期間	現 行	改 正 後
3年以上20年未満	23,000円	100,000円
20年以上25年未満	28,000円	126,500円
25年以上30年未満	36,000円	160,000円
30年以上35年未満	44,000円	200,000円
35年 以 上	52,000円	

減額率

受 給 開 始	減 額 率 (65歳から受け取る額の)
60歳以上61歳未満	42 %
61 タ 62 タ	35 %
62 タ 63 タ	28 %
63 タ 64 タ	20 %
64 タ 65 タ	11 %

付加年金、寡婦年金、および死

亡一時金は、自営業者の人たち（第一号被保険者）にだけ給付を行

う制度として残ります。

付加年金は、月額四〇〇円の付

加保険料を納めた期間について、

ひと月あたり二〇〇円で計算した

額を老齢年金に加算するもので

す。

現行の付加年金では、だれでも付

加保険料を納めて付加年金を受け

ることができます。

しかし、改正後は自営業者など

が適用されることになりますので、

サラリーマンの奥さん（第三号被

保険者）で今まで付加保険料を

納めてきた人は、六十一年四月以

降は納めることができなくなりま

す。なお改正前に納めた分の付加

年金は、将来の老齢基礎年金に加

算されて支給されますのでご心配

なく。

しかし、改正後は自営業者など

が適用されることになりますので、

サラリーマンの奥さん（第三号被

保険者）で今まで付加保険料を

納めてきた人は、六十一年四月以

降は納めことができなくなりま

す。なお改正前に納めた分の付加

年金は、将来の老齢基礎年金に加

算されて支給されますのでご心配

なく。

しかし、改正後は自営業者など

が適用されることになりますので、

サラリーマンの奥さん（第三号被

保険者）で今まで付加保険料を

納めてきた人は、六十一年四月以

降は納めことができなくなりま

す。なお改正前に納めた分の付加

年金は、将来の老齢基礎年金に加

算されて支給されますのでご心配

なく。

しかし、改正後は自営業者など

が適用されることになりますので、

サラリーマンの奥さん（第三号被

保険者）で今まで付加保険料を

納めてきた人は、六十一年四月以

降は納めことができなくなりま

す。なお改正前に納めた分の付加

年金は、将来の老齢基礎年金に加

算されて支給されますのでご心配

なく。

しかし、改正後は自営業者など

が適用されることになりますので、

サラリーマンの奥さん（第三号被

保険者）で今まで付加保険料を

納めてきた人は、六十一年四月以

降は納めことができなくなりま

す。なお改正前に納めた分の付加

年金は、将来の老齢基礎年金に加

算されて支給されますのでご心配

なく。

しかし、改正後は自営業者など

が適用されることになりますので、

サラリーマンの奥さん（第三号被

保険者）で今まで付加保険料を

納めてきた人は、六十一年四月以

降は納めことができなくなりま

す。なお改正前に納めた分の付加

年金は、将来の老齢基礎年金に加

算されて支給されますのでご心配

なく。

しかし、改正後は自営業者など

が適用されることになりますので、

サラリーマンの奥さん（第三号被

保険者）で今まで付加保険料を

納めてきた人は、六十一年四月以

降は納めことができなくなりま

す。なお改正前に納めた分の付加

年金は、将来の老齢基礎年金に加

算されて支給されますのでご心配

なく。

しかし、改正後は自営業者など

が適用されることになりますので、

サラリーマンの奥さん（第三号被

みぢかな歴史(46)

阿仁部の自動車(二)

公立病院に自動車が入ったのは昭和三年だった。

同じ年の六月、落合の平川運吉ボレー、フォード等を五台購入、米内沢、二ツ間や米内沢、鷹巣等を走らせた。

同じ月、阿仁自動車株式会社、ボレー、自動車商会、落合自動車商会の三社が合同して阿仁合

株式会社鷹巣自動車商会、落合自動車商会の三社が合同して阿仁合

年ごろから四十年ごろにかけての高度成長期で、製材所が最も景気よかつたころである。

ところで米内沢タクシーの木村仁三郎社長は、十七歳のときに海軍に志願して運転免許をとり、渡辺タクシーに入っていたが、昭和二十二年に、渡辺氏から当時の金五万円で権利を買いつて米内沢タクシー始めた。

木村氏が免許をとったときは、五十人に三人の合格という、非常にきびしいものだったという。

木村氏が免許をとったときは、木村氏が免許をとったときは、非常なタクシーを始めた。

「溜飲」は、わが国最古の医道で開通した年である。乗合自動車で打撲に伴ひ、自動車大

ト打撲」と丸通（森沢徳藏代表）がで

た。昭和九年は阿仁合線が米内沢まで開通した年である。乗合自動車

は打撲を受けることになつたが、トランクは別だつた。この年、阿

仁運輸物産株式会社（佐藤時治代表）と丸通（森沢徳藏代表）がで

きた。後者は昭和十八年から米代

十五・六年あた

りからガソリン

の配給がとまり、本炭車の時代が

続いた。米代ト

ラックの全盛期

は、昭和三十三

溜飲を下げる

たまつた不満を一掃し、あるのもそれです。
して、気分をすつきりさせることを「溜飲を下げる」といいます。

「新年早々、宿敵を大差で破つて溜飲を下げた」といった使い

方をします。この

「溜飲」は、わが国最古の医道で開通した年である。乗合自動車

で打撲に伴ひ、自動車大

ト打撲」と丸通（森沢徳藏代表）がで

た。昭和九年は阿仁合線が米内沢まで開通した年である。乗合自動車

は打撲を受けることになつたが、トランクは別だつた。この年、阿

仁運輸物産株式会社（佐藤時治代表）と丸通（森沢徳藏代表）がで

きた。後者は昭和十八年から米代

十五・六年あた

りからガソリン

の配給がとまり、本炭車の時代が

続いた。米代ト

ラックの全盛期

は、昭和三十三

たまつた所へ出ると、急に溜飲が起つて咽喉の所へ、大きな丸が上がりつて来て言葉が出ない

「溜飲」に近いのは、「虫酸」で、胃から出でてくる酸性の液。「虫唾」とも書くのは、胃液が

上がつてくるとき、その前触れきつ戻りつするように、すばい液が胸のあたりを上

下するためむかつくさ。虫酸が走るほどいやなつをやつければ「溜飲を下げた」といふわけです。

「虫酸が走る」ほどのやなつをやつければ「溜飲を下げた」といふわけです。

(柴田厚子)

初めて町立図書館に足を運んだのは東京からUターンして来、長

年

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。</

★SF(催眠)商法



要注意!

きっぱり断わらないと申し込んだことにされます。

資格取得などの受講をするすめる電話がかかってきたら……

3ヶ月は手をつけずに保管しなければなりません。引き取り請求をすれば1ヶ月の保管で処分できます。

注文もしないのに商品がおくられたら……

このようないふるい商法にもご用心

クーリング・オフ…契約日を含め7日間は無条件で解約できます。

(指定商品でないものや、現金で一括払いした場合には、適用されないことがあります)

「おかしいな」……と思ったら 秋田県生活センター 0188(35)0999 役場商工観光係 (723111)

熟年部交安教室

雪道に注意しよう……と年末に熟年部交通安全教室が開かれ110人の方が受講、説明図をみながら勉強された。「車の直前横断は今までの老人のクセがぬけず車社会を安易に考えているのと咄嗟の判断ができないのが原因」歩行者が車の動きやスピードに注意していれば事故はおきない。自分の身は自分で大切に守ろう。



新年を祝う

おだやかな61年の元旦、百人の町民等が一堂に会し新年のあいさつを交されました。

「自然的な財産が大きくクローズアップされる時期」「町づくりの力は各部落から」「阿仁川ダム、病院問題」など重大な年でもある。立町30周年を「出発の日」として意義ある年にしようと誓いあわれた。



悪質な

訪問販売にご注意!!

◆どこの誰が、何の目的でたずねてきたのかを具体的に確かめる。

◆購入意思のない時は、はじめからきっぱり断わること。断わっても帰らないときは、すぐ一一〇番。

◆うかつに署名、押印をしないこと。

◆即金払いをしないこと。

◆契約の内容を明らかにした書面を受け取ること。

◆どこの誰が、何の目的でたずねてきたのかを具体的に確かめる。

◆購入意思のない時は、はじめからきっぱり断わること。断わっても帰らないときは、すぐ一一〇番。

◆うかつに署名、押印をしないこと。

◆即金払いをしないこと。

◆契約の内容を明らかにした書面を受け取ること。

歳末たすけあい募金

町民の皆様の暖かいお心づくしと、婦人会のご協力に厚くお礼を申し上げます。
内訳は表のとおりです。

募金総額 782,000円		
募金内訳		
宮越福祉財団	30,000円	
バスケット協会	4,605円	
戸別募金	704,732円	
織越金	42,663円	
生活保護世帯	(54世帯)	106,000円
1人暮らし老人	(21人)	63,000円
寝たきり老人	(14人)	42,000円
重度身体障害者	(16人)	48,000円
父子家庭	(13人)	39,000円
里親	(4人)	12,000円
準要保護世帯	(21人)	77,000円
老人施設	(46人)	92,000円
児童施設	(34人)	102,000円
長期入院者	(44人)	132,000円
心身障害児(者)	(23人)	69,000円



松栄の佐藤邦助さん(56才)は十二月二日東京において、多年にわたり葉たばこ生産の改善ならび

に事業の発展に寄与された功績が認められ、全国から四十人の一人として日本たばこ産業株式会社社長表彰を受けられました。

佐藤さんもでは、昭和十五年から葉たばこを取り入れ、今では一二〇アール耕作しています。また町

に家族全員で取組んでいる模範的

な専業農家です。

△一般男子

1位 浦田若勢会婦人部

2位 日栄

3位 桂瀬

△小学生

1位 浦田スポーツ少年団

△一般女子

1位 浦田若勢会婦人部

△中学生

△高生

浦田若勢
V3

第3回町民綱引き大会



毎年3月頃に実施されていた大会でしたが、今年は正月に行いました。結果的に参加チームが少なく寂しい大会となりましたが、後は年始の恒例行事にしたいと思っています。ご協力ください。

昭和61年4月から障害福祉年金が障害基礎年金に変わった年金額が大幅に引き上げられますが、これに伴い従前の福祉手当は、より認められ、全国から四十人の一人として日本たばこ産業株式会社社長表彰を受けられました。

佐藤さんもでは、昭和十五年から葉たばこを取り入れ、今では一二〇アール耕作しています。また町に家族全員で取組んでいる模範的

な専業農家です。

△一般男子

1位 浦田若勢会婦人部

2位 日栄

3位 桂瀬

△小学生

1位 浦田スポーツ少年団

△一般女子

1位 浦田若勢会婦人部

△中学生

△高生

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

△

